

上越教育大学

いじめ・生徒指導研究研修センター レポート

Vol.4



上越教育大学いじめ・生徒指導研究研修センターは、教育機関、学校及び地域社会と連携しながら、いじめや生徒指導等の学校教育の実践に関する諸課題に係る理論的・開発的研究を推進し、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することを目的として、令和2年9月1日に「いじめ・生徒指導研究センター」として設置しました。

さらに、いじめ・不登校等生徒指導に関する組織の機能強化のため、令和6年4月1日付けで「いじめ・生徒指導研究研修センター」として発展的に改組・整備しました。

「上越教育大学いじめ・生徒指導研究研修センターレポート」は、本センターの事業活動の紹介及び成果報告を各教育委員会及び小中学校等に対して広く周知することを目的に発行しています。教育現場における研修等でご活用ください。

いじめ・生徒指導研究研修センター長 高橋 知己

I 事業内容（教育現場との協働に係る主な内容等）

本センターは、現代の社会的な状況を背景にしたいじめ・生徒指導に関する理論的、実践的な研究を行うとともに、教員研修などの支援事業を実施することとしています。

1 いじめ・生徒指導に関する教育研究の推進

学校におけるいじめの実態把握、児童生徒に対するアセスメント等の喫緊の課題を中心に、これまでの事案や生徒指導に関する案件を整理し分析、検討しながら、いじめの早期発見や予防対策に有用な教育研究を推進します。

2 教育機関との連携

研究成果を基に研修資料などを作成し、教育機関と連携しながら教員研修会や講習会に参画し、教育実践に寄与するように努めます。

3 社会への貢献

子どもたちの命を守り、安全安心な学校や社会を築くために、学校教育、家庭教育、社会教育などの取組を推進することで社会への貢献を図ります。

● 文部科学省委託事業

不登校児童生徒等の
早期発見・早期支援事業

● 教育委員会との連携

新潟県教育委員会
村上市教育委員会
妙高市教育委員会
関川村教育委員会

II 所属教員（スタッフ）紹介



高橋 知己 教授
[センター長]

研究の取組 / 日本学校心理学会、日本教育心理学会、日本生徒指導学会等に所属しながら、特に学校現場の集団と個人とのかわり方について、理論的な背景をもとにしながら学校・教室の場における実践的ないじめや生徒指導の諸問題について考えていきたいと思っています。

● 専門分野 / 特別活動・学校心理学
● 連絡先 (E-mail) / tomomi@juen.ac.jp



大門 秀司 准教授
[センター専任教員]

研究の取組 / 子どもたちが安心して過ごすことのできる学級・学校づくりや、子どもの心理アセスメントが主なテーマです。学校現場で起きている生徒指導上の諸課題について理論的・実践的な研究を進めていきたいと考えています。

● 専門分野 / 学級経営・特別活動
● 連絡先 (E-mail) / daimon@juen.ac.jp



生方 直 講師
[センター専任教員]

研究の取組 / 学校心理学の知見を活かした予防的・開発的な生徒指導・教育相談、学級活動を中心とした学級経営、学級及び学校におけるウェルビーイングの向上に関心があります。いじめや不登校、生徒指導上の諸課題や学級の機能不全を未然に防ぎ、児童生徒の成長を促す教育実践について研究を進めています。

● 専門分野 / 学級経営・生徒指導
● 連絡先 (E-mail) / ubukata@juen.ac.jp



辻村 貴洋 准教授

研究の取組 / 教育行政学の立場から、どのようにして学習者の権利を保障するか、学習環境の整備が必要か、家庭・地域社会・NPO・フリースクール・夜間中学校など、多様なアクターも含めた公共的な空間づくりに関心があります。また、自治体の子どもの権利条例なども研究対象です。

● 専門分野 / 教育制度・地方教育行政
● 連絡先 (E-mail) / tujimura@juen.ac.jp



蜂須賀 洋一 准教授

研究の取組 / 法に基づいた、平和で穏やかな学校・学級づくりがテーマです。児童生徒のいじめや暴力に関する民事裁判、また、食物アレルギーや熱中症の事故、津波災害等学校事故に関する民事裁判の判決書を検討し、学校危機管理や生徒指導、安全教育等に活かす研究に取り組んでいます。

● 専門分野 / 生徒指導・人権教育
● 連絡先 (E-mail) / yoichi@juen.ac.jp



寺戸 武志 講師

研究の取組 / いじめやインターネットに関する問題など、生徒指導上の諸課題に対する一次予防に関心があります。近年は、いじめ防止に繋がる資質・能力を育むための教材やアセスメントツール等に関する研究を進めています。

● 専門分野 / 教育相談・生徒指導
● 連絡先 (E-mail) / terado@juen.ac.jp

Ⅲ 所属教員(スタッフ)に係る直近の主な研究・研修実績等

上越教育大学いじめ・生徒指導研究研修センター 設置記念フォーラムの開催

高橋 知己 教授 [センター長]

令和6年10月19日(土) 上越教育大学講堂にて、いじめ・生徒指導研究研修センター設置記念フォーラムが開催されました。来賓として、文部科学省初等中等教育局生徒指導課 千々岩良英課長、こども家庭庁支援局総務課いじめ・不登校防止担当 菊地史晃企画官 をお招きし、140名を超すたくさんの皆さんとともに盛大に執り行われました。

フォーラムは、大きく三部構成で進行されました。第一部「講演会」では、まず初めに「生徒指導に関する現状と課題～いじめの問題・不登校対策について～」と題して千々岩課長から、次に「こども家庭庁におけるいじめ防止・不登校対策の取組について」の演題で菊地企画官から講演していただきました。文部科学省とこども家庭庁のいじめ・不登校対策の専門的部署にいるお二人からの講演では、我が国の基本的施策に関する方針や方向性を具体的に説明していただき、内容的にもとても有益な講演でした。

第二部では「こどもサミット」として、小中学生から高校生、来場された皆さんとともに「いじめ」について早期発見という視点から考えるイベントを、センター長である高橋が司会進行しながら行いました。会場からは、挙手したうえでたくさんの意見が出されたり、グループワークでも積極的に意

見を交換している様子が見受けられたりして、皆さん積極的に取組まれていました。

第三部では、「不登校を考えるシンポジウム」として、当センターの辻村貴洋准教授がコーディネーター役となり、新潟県教育庁生徒指導課 近藤宏副参事、上越市小中学校PTA連絡協議会 畠山徹会長、同連絡協議会 木原喜久恵氏、本学学生 浅見天英氏、当センター 蜂須賀洋一准教授がパネラーとして登壇しました。実際に不登校となった家族への心情など具体的に臨床的な語りを中心としたシンポジウ



【第一部】文部科学省 千々岩課長による講演



【第三部】高橋センター長の進行による「こどもサミット」



【第三部】「こどもサミット」におけるグループワーク



【第一部】こども家庭庁 菊地企画官による講演

ムは、より不登校の実態に迫るものであり、参集した教育関係者や市民の皆さんに強く訴えかけるものがありました。

三部ともに非常に好評で、いじめ・生徒指導研究研修センターの名称にふさわしく、いじめと不登校に焦点化し、講演あり参加型のイベントありシンポジウムありと多彩な内容でとても良かった、という評価を数多くいただきました。

以下は、フォーラム開催後の参会者からのアンケート（回収94枚）を集計したところ、

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 非常に良かった … 54 | 2. 良かった … 33 |
| 3. 普通 … 3 | 4. 少し難しかった … 3 |
| 5. 難しかった … 0 | (無回答1) |

という結果を得ることができました。さまざまな世代の多様な関心を抱いたみなさんに、一定の満足感を抱いていただくことができたのかな、と感じております。

令和6年10月31日に公開された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめ事案、いじめの重大事態、不登校等、ほとんどの調査項目において前年度の同調査よりも増加しています。当センターでは、こうした教育上の諸問題に、研究を基盤としながら実践的にアプローチしていきたいと考えております。今後ともご支援ご協力をどうぞよろしくお願い致します。



【第三部】辻村准教授のコーディネートによる「不登校を考えるシンポジウム」

学校生活アンケートから読み取る不登校傾向のある子の悩み

大門 秀司 准教授

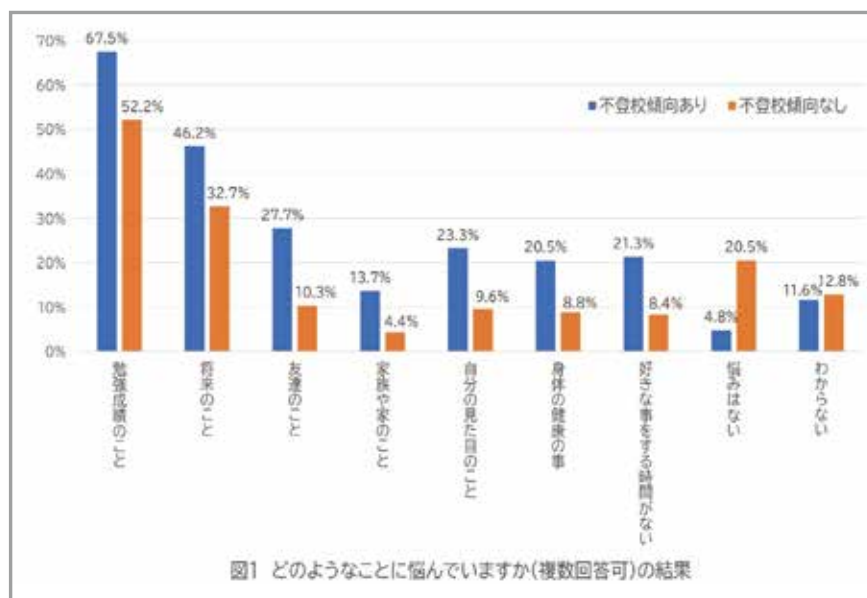
1 不登校の現状

学級担任をしていると、ある日の朝突然に保護者から「子どもが今日、学校に行きたくないと言っています」という連絡を受けた経験のある方は多いと思います。休み始めの登校渋りの段階では、数日間で自然と登校できるようになる事例もありますが、登校を渋るストレスとなる要因がわからず、子どもに「何か心配なことはある?」と聞いても明確に答えが返ってこない事例も多くあります。不登校や登校渋りの要因は一人ひとり異なっており、何をどうしたらよいのか十分に考える時間もな

く欠席日数が増え対応に苦慮する事例も多くあると思います。文部科学省が発表した令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によれば、不登校児童生徒は前年度から4万人以上増加しています。不登校を増やさないための重要な視点として、「学校に通うことができている不登校傾向のある子を不登校にしない」「新たな不登校を生み出さない」ということが挙げられます。では、学校に通うことができている不登校傾向のある子は、どのような悩みをもっているのでしょうか。

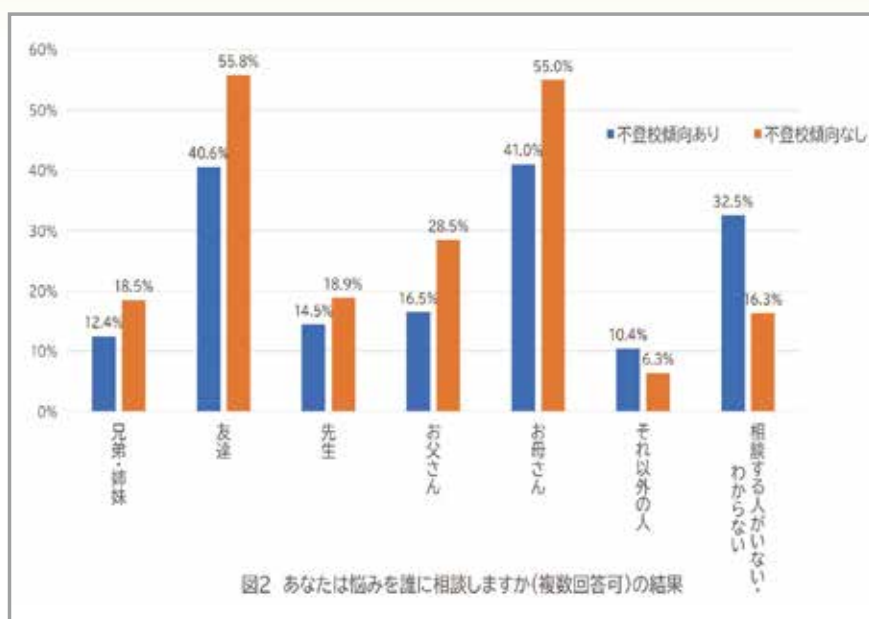
2 いじめ・生徒指導研究研修センターで実施している「学校生活アンケート」

いじめ・生徒指導研究研修センターでは、いじめ・不登校リスクを把握することなどを目的とした「学校生活アンケート」を実施しています。学校の授業、自己肯定感、悩み、不登校傾向、いじめ認知など18の質問からなるものです。1人1台端末を活用し、低・中学年では10～20分程度、高学年以上では10分程度でできます。小・中学校を対象に実施し、1万人ほどの子どもたちの回答が集まっています。今回は、ある自治体の中学生の回答から不登校傾向のある生徒の悩みを知るとともに、不登校を未然防止するヒントを考えてみたいと思います。



3 不登校傾向のある生徒の悩み

学校生活アンケートに、「あなたはどんなことに悩んでいますか」という質問があり、9つの回答(「勉強成績のこと」、「将来のこと」、「友達のこと」、「家族や家のこと」、「自分の見た目のこと」、「身体の健康のこと」、「好きな事をする時間がない」、「悩みはない」、「わからない」 複数回答可)があります。最も多いのは「勉強成績のこと」で7割近くの子が選択しています(図1)。アンケートには学校の授業をどう捉えているかを問う質問もあります。「授業で教えてもらう内容が多すぎる」に4割を超える子が、「授業がわかりにくい」に3割を超える子が選択しています。「学校の授業が楽しい」と回答したのは、不登校傾向のある子は3割に満たない結果であり、不登校傾向がない子の6割を大きく下回っています。中学生にもなると、学習面の苦手意識の改善は容易ではありません。しかし、不登校傾向のある子たちは学ぶことが嫌いなわけではありません。一人ひとりの学び方には特性があり、その子の特性と学校の授業がうまく合っていない面があると考えられます。学校では、子どもたちの特性を把握した上で授業を創ることが重要です。ちなみに、2番目に多い悩みは「将来のこと」、3番目は「友達のこと」、4番目は「自分の見た目のこと」であり、思春期にある中学生の心の揺れや不安を感じ取ることができます。



4 悩みを誰に相談するのか

アンケートを分析する中で特に気になったのは「あなたは悩みをだれに相談しますか」という質問への回答です(図2)。回答には「兄弟・姉妹」、「友達」、「先生」、「お父さん」、「お母さん」、「それ以外の人」、「相談する人がいない」、「わからない」の選択肢があります(複数回答可)。最も多いのはお母さん、次に「友達」で4割を超える子が選択しています。一方で、「相談する人がいない・わからない」と回答している子が3割余りいます。不登校傾向のある子の中には、自分の悩みを言語化することや他者とコミュニケーションをとることが苦手な子も多くいます。生活アンケートではストレス反応を問う質問もありますが、「すぐ不安になる」、「自分を傷つけたい」、「何でもないのでイライラする」、「何となく大声を出したい」、「思い切り暴れたい」といった質問に不登校傾向のない子と比較すると、多くの子が「当てはまる」を選択しています。不登校傾向のある子には、学校の教職員や保護者など、子どもを見守る大人が積極的に声をかけ会話をする機会を増やさなければ、悩みは心の中に閉じ込められたまま解消されずに生活することになります。

5 不登校の未然防止のために

不登校の未然防止のために学校にできることは、何があるのでしょうか。まず、各学校で実施しているアンケート、日記や個人ノート等でのやり取り、子どもの作品、普段の会話や表情、行動観察などから、的確に子どもを理解(アセスメント)することが大切です。教師はこれまでの経験でうまくいった方法を選択しがちです。もちろん、これまでうまくいった方法で対応できることもありますが、子どもたちが多様化している中で勘と経験に頼る生徒指導では対応を誤ってし

まう可能性もあります。アセスメントした事実を基に、管理職、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、部活動顧問など、それぞれの立場で気になった子に少し多めの声かけを行い、こまめに情報共有をすることも大切です。気になった子に積極的に声をかけることは、「あなたを気にかけている」というメッセージを伝えることになり、子どもの安心感を生むことにつながります。生徒が学校の大人(教職員等)からあたたかみや思いやりを実感し、親和的人間関係を経験していること、そして、

学校の大人は自分を守ってくれる存在であると認識しているという実感が学級雰囲気を良好なものとするとともに学級ストレスを低減させることにつながるとの報告もあります。

情報共有をする際に、1人1台端末を用いていつでも情報を確認できるようにして効果を上げている学校もあります。また、学校が登校渋りを把握するのは、保護者からの相談があった場合や、欠席連絡があった場合など、家庭で登校渋りがかなり進行しているケースもあります。現在多くの学校では、欠席連絡をフォーム等で行っていると思いますが、「登校渋りあり」や自由記述欄を設けて朝の様子を記入してもらうのも有効な方法です。それを見た学級担任、養護教諭、管理職などが保護者と連絡を取り、子どもの家庭での様子や悩みを細かに把握することで、子どもへの声かけに活かすことができます。

登校渋りや不登校すべてに共通する魔法のような解決方法はなく、一人ひとりの特性に合った対応を進めることが重要になります。本センターで実施している「学校生活アンケート」は子どもの状態を的確に把握できるアセスメントツールの一つです。活用してみたい学校がありましたら、いじめ・生徒指導研究研修センターのメールアドレスにご連絡ください。

【参考文献】

- 1) 文部科学省(2024) 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf
- 2) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター(2024)「生徒指導上の諸課題に対する実効的な学校の指導体制の構築に関する総合的調査研究(令和2・3年度調査)」最終報告書

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査にみる暴力行為の現状

生方 直 講師

発生件数が初めて 10 万件を超えた暴力行為

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によって、令和5年度の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数が10万8,987件で過去最多、全ての校種で前年度よりも発生件数が増加したことがわかりました。前年度(9万5,426件)から1万3,561件(14.2%)増加、児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.7件(前年度7.5件)、10万件を超えるのは初めてのことです。同省は「いじめの積極的な認知に伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたこと」「初期の段階のものでも暴力行為として捉えて指導している結果」と肯定的な見方も示していますが、発生件数は非常に高い水準にあるとともに増加傾向は続いており、事態は深刻さを増しています。現状を把握し今後の対策の参考とするために件数やその推移、割合、特徴等についてまとめることとしました。

校種ごとの件数の推移、特徴 (図1)

小学校については、平成26年度以降増加が顕著になっており、平成30年度に発生件数が、令和3年度には1,000人当たりの発生件数がそれぞれ中学校を超えています。令和5年度の発生件数は7万9件(前年度6万1,455件)で前年度から8,554件(13.9%)増加しています。1,000人当たりの発生件数では11.5件(前年度9.9件)、これをもう少し分かりやすい数字にすると、約87人に1件の割合で発生しているということになります。発生件数は過去最多ですが、増加

率13.9%は令和3年度から令和4年前年度の27.7%、令和2年度から令和3年度の17.2%と比べて小さくなっています。

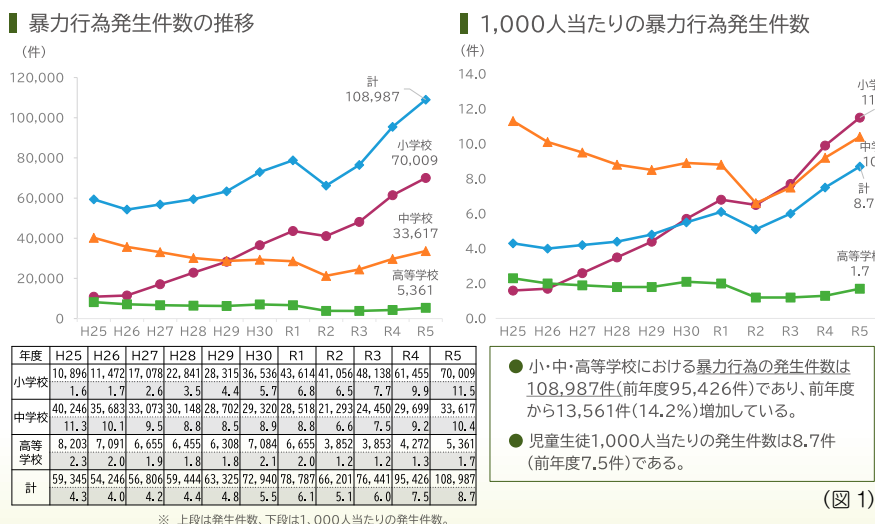
中学校については、平成25年度から令和2年度にかけて減少傾向だったものの令和3年度から増加に転じています。令和5年度の発生件数は3万3,617件(前年度2万9,699件)で前年度から3,918件(13.2%)増加、1,000人当たりの発生件数では10.4件(前年度9.2件)、約96人に1件の割合で発生しています。中学校における暴力行為の発生件数は令和5年度が過去最多ではありません。14年前の平成21年の4万3,715件(生徒1,000人当たり12.1件)が過去最多です。当時は、中学2年生の1万6,244人が最多(中1は1万2,451人、中3は1万5,871人)であったこと、器物損壊が1万2,387件と令和5年度(6,001件)の2倍以上あったことが違いとしてあげられます。

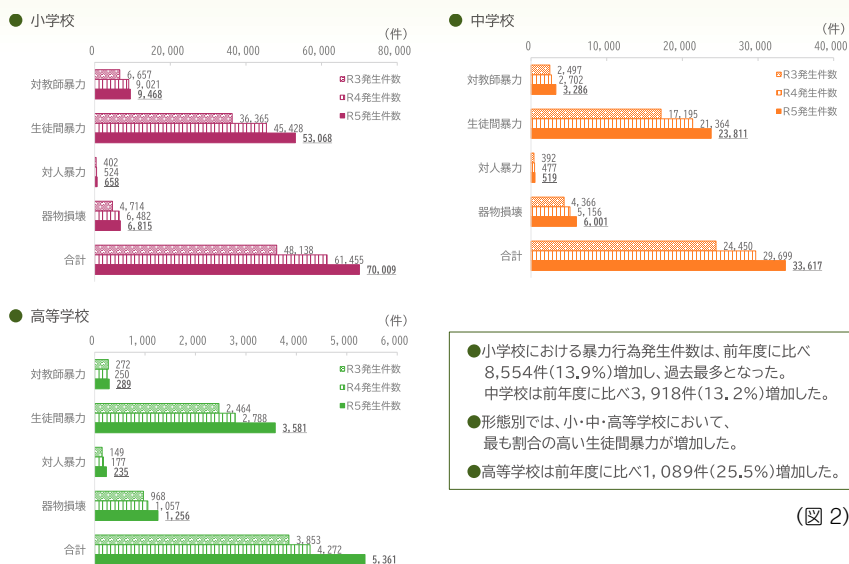
高等学校については、令和2年度まで緩やかな減少傾向が続いていましたが、近年発生件数は漸増しています。令和5年度の発生件数は5,361件(前年度4,272件)前年度から1,089件(25.5%)の増加です。1,000人当たりの発生件数は1.7件(前年度1.3件)、約588人に1件の割合で発生しています。

形態別の状況 (図2)

暴力行為は、被暴力行為の対象によって「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の四形態に分けられています。このうち最も発生件数が多かったのは生徒間暴力で8万460件(前年度6万9,580件)、前年度から1万880件(15.6%)増加でした。

校種別に見てみると、小学校は5万3,068件で前年度から7,640件(16.8%)増加、中学校は2万3,811件で2,447件(11.5%)増加、高等学校は3,581件で793件(28.4%)増加でした。暴力行為全体の70%以上を占めているのがこの生徒間暴力です。いじめ防止の推進と関連させて、学校全体で児童生徒間の暴力を減らしていく手だてを講じていく必要があると考えます。





(図2)

れるとよいでしょう。

学年別の加害児童生徒数 (図4)

最も人数が多いのが中学1年の1万4,917人、次いで中学2年の10,684人、小学4年の9,120人です。全学年で前年度よりも増加していますが、増加率が最も大きかったのは小学3年の18.7%、次いで小学4年の17.2%、中学3年の15.8%でした。

学年が上がることに伴う変化を令和5年度と前年度の4年度とで縦断的に比較してみると、増加人数の多い順にR4小6(7,539人)からR5年中1(1万4,917人)で7,378人(97.9%)、次いでR4小1(6,569人)からR5小2(8,678人)への2,109人(32.1%)、次にR4小3(7,641人)からR5小4(9,120人)への1,479人(19.4%)となっています。

小学校低学年から中学年、そして中学1年生において重点的な指導が必要であることが示唆されます。

加害児童生徒の状況 (図3)

	小学校		中学校	
	1回のみ(人)	2回以上(人)	1回のみ(人)	2回以上(人)
R4	37,565	7,974	24,432	3,484
R5	44,547	7,173	28,349	3,525

(令和5年度調査をもとに筆者作成)

加害児童生徒数

加害児童生徒数は8万9,688人(前年度7万8,409)で、前年度から1万1,279人(14.4%)増加しました。校種別に見ると、小学校では5万1,720人で前年度から6,181人(13.6%)増加、中学校では3万1,874人で前年度から3,958人(14.2%)の増加、高等学校では6,094人で前年度から1,140人(23.0%)の増加でした。

注目したいのは小学校及び中学校における「加害児童生徒のうち2回以上の暴力行為を行った児童生徒数」です。(図3) 小学校においては当該の児童数は前年度から801人減少、中学校において当該生徒数は増加しているものの41人で、令和3年度から4年度への443人の増加に比べて大変少ない人数となっています。これは現場の先生方が加害児童生徒に寄り添い丁寧な個別指導を行っている結果ではないでしょうか。一人一人が抱える課題に個別に対応したカウンセリングの観点からの生徒指導が機能していることがうかがえます。

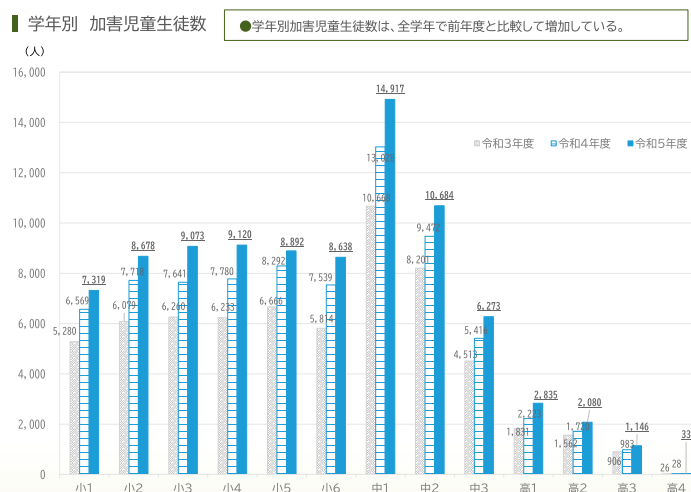
一方で、暴力行為が1回だけの児童生徒が増えていることに対しては、カウンセリングに加えて主に集団の場面が必要な指導や援助を行うガイダンスの観点からの生徒指導により力を入れることで改善の効果が期待できます。具体的にはストレスマネジメントやアンガーマネジメント、多様なものの捉え方やソーシャルスキルの学び等が考えられます。その際スクールカウンセラー等の専門家の協力を得ら

今後の課題

暴力行為のない教室・学校にはその代わりに何があるのでしょうか、そのために必要なことは何でしょうか。今後、暴力行為発生の要因や背景、いじめ・不登校等との関連についても調査や分析を行い、包括的な未然防止、早期発見・早期対応策について研究を進めていきたいと考えています。

※図はいずれも文部科学省 HP より転載

【参考文献】文部科学省 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査



(図4)

公教育と私教育における境界線上の模索

辻村 貴洋 准教授

1 増加する不登校児童生徒数の傾向と対策

10月末に発表された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によると、不登校児童生徒数は346,482人であり、前年度から約5万人増であったことが明らかになりました。なお、欠席日数が90日以上の方は全体の55%で、この割合は横ばいの傾向が続いています。令和7年度に向けた文部科学省からの概算要求には、学校内外の機関等で専門的な相談・支援を受けていない小・中学生が約11万4千人に上るとして、校内教育支援センターの設置促進や支援員の配置、機能強化を盛り込まれています。政府としても、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記しており、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けられる体制づくりを進めようとしています。

2 新潟県における支援団体等の活動状況

政府の政策とは別途に、実践者らによるイベントも各地で開催されています。2024年度の新潟県では、新潟こども食堂・居場所ネットワークにこねっとの主催で、11月4日にアオーレ長岡を会場として「こどものいばしょひろば in 長岡」が開催され、中越地区のフリースクールや通信制高校などの実践者によるフォーラムと、各団体のブースが設けられました。同様に、12月7日には、イオン上越ショッピングセンターにて、「こどものいばしょひろば in 上越」が開催されています。このほか上越市内では9月初めに、子どもへ向



こどものいばしょひろば in 長岡



Lapsi-e オープニングイベント

けた様々なサービスを行う7団体が集結したネットワーク組織「きみの学び応援団 Lapsi-e」が発足しており、12月15日には高田まちかど交流館でのオープニングイベントが開催され、Webからの相談受付窓口も開設されました。

3 極太(?)の境界線

学びの権利保障は、次世代の育成に責任を負う社会全体のミッションです。しかし現在の日本社会において、一方では、授業料を無償とする学校教育が中心の公教育、もう一方では有償のフリースクール等の私教育との位置づけがなされています。この制度上の壁は高く、費用負担も含め、公教育と私教育の境界をめぐる諸問題の解消を急がねばなりません。

学びの多様化学校の増設や、校内教育支援センターの機能強化などの対策は、境界線の反対側にいる子どもたちを、学校側に引き込もうとしているようにも見えます。しかしながら必要なことは、境界線の内と外を明確に分けることではなく、境界線自体を極太にし、線上には多様なタイプの機関が必要であること、そしてすでに存在していることを知ってもらうことではないでしょうか。学校への出席日数の把握を中心とする調査ではわからない実態について、各地で展開されている支援の現場から聞こえてくる声に耳を傾ける必要があります。支援を必要とする子どもや保護者らと向き合い、ニーズに応え続けようとしてきた境界線上の多様な実践を、現行制度の枠による制限をかけずに、子どもや家庭が安心できる場の維持・発展に努めるような環境整備こそが社会の責務といえるでしょう。

心理的いじめについて法的な視点から考える未然防止教育

蜂須賀 洋一 准教授

1 心理的いじめ被害を訴えた民事裁判の増加

文部科学省(2024)「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、いじめの認知件数、重大事態ともに過去最多で、態様別状況としては、小・中・特別支援学校・高等学校いずれの校種でも「冷やかしかからかい、悪口等」が最も多いことが示されました。いじめ防止対策推進法制定以降のいじめ裁判の傾向としても、暴力・恐喝型はいじめが多数を占めていた初期のいじめ裁判と比較して、暴力・恐喝型は継続しているが、無視・悪口などの心理的いじめの比重が増してきていることが指摘されています(市川、2018)。では、いじめ被害を訴えた民事裁判において、「冷やかしかからかい、悪口等」の心理的いじめ行為について、どのように判示されているのでしょうか。ここでは、以下2つの事例を紹介します。

2 裁判事例の紹介

事例1では、「キモイ」「風呂に入っていない」などの言葉、菌回し行為は、「耐え難い精神的苦痛を与えるとともに、その健全な人格の形成発展を阻害するもの」で不法行為を構成すると判示しています。

また、事例2では、ラインで「殺すぞ」「死ね」と繰り返し送信する行為は、人格を傷つける悪質なもので、不法行為に該当する。さらに、「なんか今日きめえ、きめえ、きめえ空気やな」などと述べたことについて、「暴言であっても、当事者が互いに冗談であると認識して受入れている場合には、不法行為を構成しないことも考えられる」としながらも、「一方的に人格を非難する発言を繰り返すもの」「人格権を

侵害する」もので、不法行為に該当すると判示しています。ここでは、児童生徒の中には、何気なく使っている「しね」などの言葉が、人格権を侵害し、損害賠償請求の対象となる不法行為になる可能性があることが分かります。改訂版『生徒指導提要』(2022)には、「いじめを法的な視点から考える未然防止教育」の必要性について記されています。筆者は、これらの判決資料を活用して、児童生徒向けの教材化を図り、生徒指導や人権教育の授業を実施しています(蜂須賀、2016)。

3 心理的いじめについて法的な視点から考える未然防止教育としての出前講座

今年度出前講座では事例2の判決資料を活用しました。そこでは、「幸せにおだやかに生きる権利を侵害するとは、具体的にどのようなことか」という問題意識で、実際に学校で起きた一連のトラブルとして9つの行為の中から不法行為を構成するいじめはどの行為かを、個やグループで検討しました。そして、「裁判所の判断」に示される心理的いじめ行為の不法性や、中学・高校生としての法的責任について確認しました。現在、いじめについて法的視点から考えることは、児童生徒だけでなく、教職員についてもその必要性が求められています。

【参考・引用文献】

市川須美子(2018)「いじめ防止対策推進法といじめ裁判の現段階」『獨協法学』(105),pp.21-42

蜂須賀洋一(2016)「学校事故に関する判例教材を活用した生徒指導の実践的研究」『生徒指導学研究』(15), pp.103-113

事例1【2018年2月26日金沢地裁判決, D1-Law.com 判例体系より】

行為	原告は、小学5年生の頃からクラスの児童らから「キモイ」「ちんげまん」「風呂に入っていない」などと言われ、小学6年生には菌回しの対象ともなっていた。児童らから継続的に「キモイ」など上記のような発言がされていた。
判示の要旨	上記言動は、原告の容姿や言動等に対する否定的評価を含むものであって、原告の人格ないし尊厳を害するとともに、原告のクラスでの評価を貶め、原告を排除ないし疎外する効果を有する。 原告に耐え難い精神的苦痛を与えるとともに、その健全な人格の形成発展を阻害するものである。 この間複数回にわたり、教諭から原告との間のトラブルや原告に対する言動につき指導を受けていながらこれを継続したことなどを踏まえると、一連の言動は有勢力を伴うものではないことを考慮しても、児童間の社会的接触の中で生じ得る衝突ないし摩擦として社会通念上許容される限度を超えるもので、原告に対する不法行為を構成するものといわざるを得ない。

事例2【2021年3月2日福岡地裁小倉支部判決, TKC ローライブラリーより】

行為	ライングループで「まじ殺すぞお前」「調子のんなよまじで」「殺すぞ」「1番についとけよ」「返事返せよくす」などと送信した。また、原告に対し、「死ね」と繰り返し送信した。教室で、「なんか今日きめえ、きめえ、きめえ空気やな」「なんか気持ち悪い空気やな」「死ねばいいのに」などと述べた上、「A死ね」と複数回繰り返し述べて述べた。
判示の要旨	原告に対する注意の限度を超え、人格を傷つける悪質なものに至っている、事情を踏まえてもなお不法行為に該当する。 原告に対し、「死ね」と繰り返し送信した行為についても、そのメッセージの悪質性からすれば、不法行為に該当する。 「なんか今日きめえ、きめえ、きめえ空気やな」などと述べたことについて、被告の発言は、原告の名前をあげた上で一方的に原告の人格を非難する発言を繰り返すものであり、その態様からして原告が受け入れているとは考え難いものであるし、過去にいじめられた相手からそのような発言がなされれば、強い不安感や不快感を覚えるのが通常であるから、同発言は原告の人格権を侵害するものであり、不法行為に該当する。

不登校予防に向けた教員研修

寺戸 武志 講師

1 不登校予防に向けた研修会

令和6年7月に新潟市立山の下中学校にて、23名の先生方を対象に、不登校予防に向けた教員研修を実施させていただきました。「不登校の捉え方と対応の視点―ストレスの観点からのアプローチ」と題して、不登校生徒の心理やアプローチの仕方、考え方、寄り添う視点などについて、皆さんと一緒に考えを深めました。

2 研修の内容

不登校は決して病名や診断名などではなく、登校しない子どもの状態像です。ストレス理論の視点では、学校や家庭などの様々な「ストレス」(ストレスのもと)によって引き起こされる身体・認知・感情・行動への「ストレス反応」(頭痛、否定的な考え、悲しみ、活動の低下など)に対する、回避による「ストレス対処」(苦痛のあるストレス反応を抑えるための手立て)だと捉えることができます。学校に行かないことで自分の心と体を守っているという考え方です。

たとえ全く同じストレスであったとしても、それによって立ちちはだかる問題の壁の高さは子どもによって異なります。壁を乗り越える力の大きさも違います。また、なんとなくいやな気持ちは感じていても、その原因がよくわからず何による壁なのかが意識できなかったり、無数の名もなき小さな壁が重なり合っていたりすることもあります。何かし

ら1つの明らかな原因があって、そのせいで不登校になっているという図式が直接的に当てはまらない不登校や不登校傾向の子どもたちも少なくないということです。そういった子どもに「なんで学校に行かないの?」と言っても子どもは困ってしまいます。答えられずに黙ってしまったり、あるいはモヤモヤとしている原因の霧の中から一握りの理由らしきものを答えてその場を凌いだりすることもあるのです。

本研修では、図のようなスライドを用いながら、このようなストレス理論をもとに、学校に行けない、学校に行かない子どもたちの目線で不登校の状態を再度捉えなおし、学校に行かない原因(原因論)だけではなく、学校に行かないことで何をしようとしているのか、何を守ろうとしているのか(目的論)を探りました。そして、子ども自身が壁を乗り越えられるようになるために、学校や保護者はどのような支援ができるのかについて考えを深めました。

3 参加者の感想

研修会終了後、参加した先生方からは「不登校、不登校傾向の生徒が多いので、非常に考えさせられました。安心安全な



研修の様子

場を作るといことや、家庭との協力が必要であるということがわかっているのですが、なかなか難しさがあると実感しています。今日の研修で教えていただいたことを生かしていきたいと思いました」「不登校対応をする際の構えや方向性が再確認できたので、とても有意義な研修でした。校内での共通理解を図ったり、保護者との連携について話したりするきっかけにできそうです。保護者にもぜひ聞いてもらいたい内容がたくさんありました」「最近の不登校生徒と話をしていると、原因がわからないという生徒ばかりでどうしたらよいかわかりませんでした。今日の話を聞いて、様々な理由が複合的になり、私たちが原因と思っていたものはただのきっかけであったということが、目から鱗でした。大変参考になりました」などの感想をいただきました。

当センターではこのような教員研修を各学校等に出向いて実施することが可能ですので、是非ともご利用いただければと思います。

複合的な不安



Ⅳ いじめ・生徒指導に関するオンライン研修講座ビデオ

U R L https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center_library/700rbgc.html

オンライン研修講座

本センターでは、いじめ等への予防や対策への支援の一環として、教育現場での研修会等に活用することを目的に「いじめ等に関する研修講座ビデオ」(1回:30分)をシリーズで作成しています。

利用方法は、次のYouTube、又は本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究研修センター」を検索してご利用ください。

- Vol.1 **いじめの早期発見のために**
<https://youtu.be/tWs6srFkB-w>
- Vol.2 **いじめアンケートを教育相談につなげる**
—SCTアンケートの活用—
<https://youtu.be/KV0z8NBJDUA>
- Vol.3 **「研修」のイメージ転換**—学びのアクティバートへ—
<https://youtu.be/ndCNy0mgaM0>
- Vol.4 **いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応**
—お互い様、生徒同士のトラブル?—
https://youtu.be/YEUI_cFEzfl&t=25s
- Vol.5 **生徒指導の基礎**
<https://youtu.be/-M4hfugTduk&t=256s>
- Vol.6 **不登校の未然防止のために**
「生活アンケート」から読み取る不登校傾向のある子の特性
<https://youtu.be/GjceARSuxil>
- Vol.7 **生徒指導の方法** ガイダンスとカウンセリング
<https://youtu.be/7Qwzn9nnL8s>

アニメーションによるいじめ防止等 生徒指導に関する研修講座

- 第1章 **改訂版生徒指導提要に学ぶ生徒指導の基礎**
<https://youtu.be/Sp4aH-k3l9s>
- 第2章 **いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応**
<https://youtu.be/4HErrxXQ1x0>
- 第3章 **いじめの早期発見のために**
<https://youtu.be/FFUZ7uA5Aoo>
- 第4章 **「研修」のイメージの転換**
<https://youtu.be/azb0nfWTjGc>

大学と教育委員会 及び教育関係機関との連携

連携を軸にした教育相談支援活動のあり方

—大学と教育行政と学校と—

<https://youtu.be/Q5zp1fmJhvE>

いじめによる不登校（重大事態）の予防のために

—第三者委員会のありよう—

<https://youtu.be/ucPob8nMWaY>

⑨ 当サイト（研修講座ビデオ）の内容、テキスト、画像等の無断転載はご遠慮ください。

Ⅴ 所属教員（スタッフ）の派遣

1 講師派遣の申込

研修会等の講師の派遣依頼については、派遣を希望する所属教員（スタッフ）へ事前にメールによりお問い合わせの上、お申し込み手続きをお願いします。

2 研修会等終了後の報告

研修会等が終了しましたら速やかに、実施報告書をご提出ください。各種様式は、本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究研修センター」に掲載しています。ダウンロードの上、ご提出ください。

U R L https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center_library/700rbgc.html

お問い合わせ先

本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究研修センター」を検索し、「フォームで問い合わせる」よりお問い合わせください。

U R L https://www.juen.ac.jp/120inquiry/form_rbgc.html

